

### 【アメリカ】幻覚性キノコに含まれるサイロシビンなどの非犯罪化（コロラド州）

コロラド州では2022年11月8日に実施された州民投票で一定の幻覚性植物成分を生薬として非犯罪化する州民発案（提案122）が可決された（州法典第12編に第170条を追加）。生薬とは幻覚性植物・キノコに含まれる5つの規制物質（ジメチルトリプタミン、イボガイン、メスカリン（ペヨーテを除く。）、サイロシビン、サイロシン）をいう（州法典12-170-103）。これらは全て、連邦の規制物質法（21 U.S.C. 801 et. seq.）の下で最も厳しく規制され、承認された研究目的の場合を除き違法とされる第Ⅰ類の規制物質（ヘロイン、大麻等と同じ分類）である。現在認められている医療用途はない。うつ病治療のためのサイロシビン製剤の臨床試験が行われるなど、精神疾患治療に係る研究が実施されているとされる。

州法典第12編第170条の主な規定は以下のとおりである。①21歳以上の者に対し、許可事業者施設における、免許保持者による生薬投与サービスが可能となるよう、2024年9月末までに規制機関局（DORA）は必要な規則を制定し、許可申請受理を開始する。当初はサイロシビン、サイロシンのみを認め、残り3物質については本法により設置される諮問委員会の勧告を基に、2026年6月以降、同局により追加される可能性がある（12-170-104）。②21歳以上の者による生薬の個人使用（所持、摂取、21歳以上の者への無償譲渡、栽培等）を州法の下で非犯罪化する。有償譲渡は認めない（12-170-109）。③本法は、生薬影響下での自動車等運転、学校等や公共の場所での使用を認めるものではなく、職場での使用許可を要請するものではない（12-170-111）。なお、許可事業者によるサイロシビンの投与を認める州民投票が2020年にオレゴン州で可決されており（2023年1月許可申請受理を開始）、コロラド州は2例目となる。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

- [https://leg.colorado.gov/sites/default/files/images/blue\\_book\\_2022\\_english\\_for\\_web.pdf](https://leg.colorado.gov/sites/default/files/images/blue_book_2022_english_for_web.pdf)
- <https://www.oregon.gov/oha/ph/preventionwellness/pages/oregon-psilocybin-services.aspx>

### 【アメリカ】フレーバーたばこ販売禁止（カリフォルニア州）

カリフォルニア州で2022年11月8日、発効が停止されていた、フレーバー（香味）付たばこ製品の大半の販売を禁止する法律（2020年SB793）に対する州民投票（提案31）が実施され、賛成多数で法律が支持された。同州では、成人・青少年の約10%が喫煙者であるとされる。シガレット（紙巻たばこ）を吸う者のうち、成人の約20%、青少年の約50%がメンソール・フレーバー付製品を使用している。また、電子たばこ使用者（成人・青少年）のほとんどはフレーバー付製品を使用している（たばこを購入できる最低年齢は21歳（21 U.S.C. 387f(d)））。

SB793は、自動販売機の場合も含め小売販売業者に対し、フレーバーたばこ（電子たばこを含む。）及びフレーバー・エンハンサー（たばこに添加することでフレーバーを作り出す香味料）の販売を禁止する。フレーバーとはたばこ以外の特徴的な香味をいう（果物、チョコレート、バニラ、メンソール等）。フレーバー付シーシャたばこ（水たばこ）、特定の葉巻、ルーズリーフたばこは禁止されない。違反した小売販売業者に対し、1回につき250ドルの罰金を課す。

なお、2009年から連邦法（P.L. 111-31）により、メンソールを除くフレーバー付シガレットが禁止されている。2022年4月、米国食品医薬品局（FDA）は、①メンソール・フレーバー付シガレットの禁止、②フレーバー葉巻の全面禁止を定める規則案を公表（87 FR 26454、87 FR 26396）、意見公募を実施しており、早ければ2023年にも最終規則の公表が見込まれている。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

- <https://vig.cdn.sos.ca.gov/2022/general/pdf/complete-vig.pdf>

**【アメリカ】DV等の被害者に携帯電話番号等の維持を可能とする法律**

2022年12月7日、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害者に、モバイル・サービス契約から回線を分離することで、携帯電話番号等の維持を可能とする法律が制定された（PL117-223）。同法は、携帯電話番号等を維持したい被害者向けに設けられた。回線の分離により、加害者は、被害者の位置情報、メッセージ、通話記録等の確認ができなくなる。

同法は、1934年通信法に第345条を新設するもので、主な内容は次のとおりである。①DV、デートDV、ストーカー、性的虐待、性目的人身取引等の被害者又は当該者の監護者をサバイバー（以下「被害者等」）とする。DV等につき、加害者が有罪判決を受けている必要はない。②被害者等は、モバイル・サービスのプロバイダに対し、加害者と共有するモバイル・サービス契約からの被害者等の回線の分離を請求することができ、プロバイダは、請求を受けてから2営業日以内にこれを分離する。③回線の分離に際して、プロバイダは、料金の請求等を行ってはならない。被害者等は、自らが使用する回線の使用料のみを負担する。④加害者がDV等を行ったか否かの確認は、被害者等が提出する医療従事者の宣誓供述書、警察報告書等の写しにより行う。⑤回線の分離が技術的に不可能である場合には、プロバイダは代替策を提案する。⑥④の確認のために提出される証拠につき、より厳格でない州法の規定は、連邦法に優越して適用される。⑦プロバイダは、被害者等が提出する情報を秘密として扱う。

連邦通信委員会（FCC）は、同法の制定から18か月以内に、①1934年通信法第345条の規定を実施する連邦規則、②被害者が経済的苦境にある6か月以下の期間、被害者等に、既存の低所得者向け通信支援プログラムへの参加資格の有無にかかわらず、これへの参加を認める等を定める連邦規則を制定する。また、FCCは、同じ期限までに、現在、加害者が確認できる被害者等の通話記録等を一定の範囲で不開示とするようプロバイダに求める連邦規則の制定手続を開始する。

新設された1934年通信法第345条の規定は、これを実施するFCCの連邦規則（第2段落①）の制定日から60日後に効力を生ずる。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ223/PLAW-117publ223.pdf>

**【EU】ユーロポールの権限を強化する規則**

ユーロポール (Europol. 欧州警察機関) は、複数の加盟国に影響を与える重大な犯罪の防止・対処を目的として、加盟国の警察機関等の活動や相互協力を支援する EU の機関である。2022 年 6 月 8 日、複雑化・高度化する犯罪手口に対応するため、ユーロポールの設置根拠法である規則 (Regulation (EU)2016/794. 全 13 章 77 か条附則 2 部) (以下「2016 年規則」) を改正し、その権限を強化する規則 (Regulation (EU)2022/991. 全 2 か条) (以下「改正規則」) が制定され、同月 28 日施行された。改正規則第 1 条は、全 51 項から成り、2016 年規則の規定を修正・削除し、新しい規定を追加する。追加された主な規定は、次のとおりである。

①犯罪捜査支援のために取り扱える個人データの拡大：これまでユーロポールが取り扱うことができた個人データ (2016 年規則附則 2 に列挙される、主に容疑者、受刑者に関わるデータ (住所、氏名、生年月日、職業、資産状況、前科等)) に加えて、加盟国、欧州検察庁、ユーロジャスト (欧州刑事司法協力機関) 又は第三国からの支援要請があった場合、支援を要請した機関から提供された、進行中の捜査に関わる個人データを取り扱うことが可能となった (第 18a 条)。②民間団体からの個人データの提供：ユーロポールは、テロ等に関連するオンラインコンテンツ及びオンラインの児童ポルノに対処するために、民間団体から直接受け取った個人データを取り扱うことが可能となった (第 26a 条、第 26b 条)。③研究・開発を目的とする個人データの取扱い：ユーロポールは、研究・開発目的 (人工知能を活用した事件解決策の開発支援等) で個人データを取り扱う場合がある (第 33a 条)。④欧州検察庁との協力：ユーロポールは、欧州検察庁と緊密な関係を築き、維持するものとし、協力の在り方について定めた業務上の取決め (working arrangement) を締結するものとする (第 20a 条)。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2022/991/oj>

## 【EU】共通農業政策の見直し

共通農業政策（Common Agricultural Policy: CAP）は、EU加盟国で共通して講じられている農業政策で、1962年の導入以降2013年まで、数年ごとに見直しが行われてきた。2021年12月2日、2023年から2027年までの新たなCAPを構成する3規則（CAP戦略計画規則（Regulation (EU) 2021/2115）、CAP資金調達、管理、監視に関する規則（Regulation (EU) 2021/2116）及びCAPの一政策である共通市場機構等を改正する規則（Regulation (EU) 2021/2117））が制定され、同月7日に施行された。これらの規則に基づく新たなCAPは、2023年1月1日から開始されている。

今回の見直しの要点は、①CAP戦略計画の導入、②直接支払制度（所得補填制度）の受給要件の追加、③直接支払制度の一種である「エコスキーム」の導入の3点である。

①CAPに基づく具体的な施策について、従来はEUレベルで共通ルールを細かく規定していたが、新CAPでは政策を転換し、EUは共通の目標設定のみを行い、目標達成のための施策の詳細は各加盟国が策定する戦略計画に委ねることとなった。同計画は、2023年1月1日から2027年12月31日までを対象期間とし、EUの政策文書「欧州グリーンディール」及び「農場から食卓まで」戦略（Farm to Fork Strategy）に定める環境目標に貢献することを加盟国に求めており、欧州委員会の承認を経て実行される。欧州委員会は、2025年及び2027年に同計画の評価を行う（CAP戦略計画規則前文122～125、第104条～第122条）。

②直接支払制度の受給要件について、所得の補填を受けるために農業従事者が満たさなければならない義務的取組要件（conditionality）に、3分野（気候・環境、公衆・植物衛生、動物福祉）に関する9項目（農業用地を良好な状態に保つための行動）及び11法令（CAP戦略計画規則第12条、第13条、附則3）に加えて、農業従事者の雇用及び安全・健康に関する法律に定める22項目を新たに規定した（同規則第14条、附則4）。

③積極的に環境・気候変動対策に取り組む農業従事者への支援としてエコスキームを導入する。エコスキームは、気候変動緩和、水質保全、土壌劣化防止、動物福祉等7項目のうち2項目以上を対象とする取組に対して支払われるもので、直接支払制度予算の少なくとも25%が割り当てられる（CAP戦略計画規則第31条、第97条）。

海外立法情報課・田村 祐子

- ・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/2115/oj>
- ・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/2116/oj>
- ・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/2117/oj>

### 【イギリス】2022年認可施設（物質検査）法

2022年4月28日、2022年認可施設（物質検査）法（Approved Premises (Substance Testing) Act 2022 c.27）が制定され、主務大臣が定める規則により同年10月3日に施行された。同法は全2か条から成り、イングランド及びウェールズに適用される。

同法は、2007年犯罪者管理法（Offender Management Act 2007 c.21）を改正し、保釈中の被告人又は犯罪で有罪判決を受けた者の監督又は社会復帰のための宿泊施設として主務大臣が認可を行う施設（以下「認可施設」）において、その居住者による薬物等の使用に関する検査を行う権限を認可施設の職員に与える。同法の施行前は、認可施設への居住の条件として、物質検査を受けなければならないことが施設内ルールにより定められていたが、同法により法制化された。

同法第1条は、2007年犯罪者管理法に第13A条（認可施設：物質検査）を追加し、認可施設の職員に、当該施設において、居住者の体内における①規制薬物、②処方箋薬、③精神作用物質の有無を確認する目的で、尿検体等の提出を求める権限を与える。この規定は、当該施設の管理者が、この権限を行使する許可を与えており、その許可が有効である場合に適用される。管理者による許可の付与、職員による権限行使等は、主務大臣が発行する指針に留意して行わなければならない。また、主務大臣は、①規制薬物、②医薬品、③精神作用物質の匿名（検査対象者を特定できないようにした。）蔓延（まんえん）度検査を行うために、認可施設居住者の尿検体等を使用することができると規定する（刑務所等内の薬物等の検査に関する法制及び物質の種類については、本誌 294-2, 2023.2, pp.12-13 参照）。 海外立法情報調査室・上綱 秀治

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/27/contents>

・ [https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/27/pdfs/ukpgaen\\_20220027\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/27/pdfs/ukpgaen_20220027_en.pdf)

## 【ドイツ】連邦議会議事規則の解釈に関する議決

連邦議会議事規則第2条第2項第2文は、議長及び副議長の選挙の手続について、「第1回の投票で過半数を得た候補者がいない場合には、第2回の選挙において、新たな候補者を提案することができる」と定め、同項第5文は、第2回の選挙でも過半数を獲得した候補者がいない場合の第3回の選挙における当選者の決定の方法として、上位2名による決選投票において多数を獲得した候補者が当選すると定めている。

連邦議会議事規則には、連邦議会の各会派に最低1名の副議長を割り当てるという規定があるため（第2条第1項第1文）、副議長の選挙は、実質的には各会派の候補者の信任投票となっている。しかし、ドイツのための選択肢（以下「AfD」）は、他会派の協力がなく、過半数の票が得られないため、副議長の職が割り当てられていない（本誌 No.292-1, 2022.7, p.35 参照）。

2022年9月21日、AfDは、連邦議会議事規則第2条第2項第2文の規定を根拠に、第1回の選挙で当選しなかった自会派の候補者に追加して、第2回の選挙のために、自会派の他の候補者2名を提案した。この提案が認められれば、第2回の投票でいずれの候補者も過半数を得られなかった場合でも、第3回の選挙において、AfDが提案した候補者の中から相対的な多数で副議長が選出される可能性があった。しかし、他会派は、この提案を認めず、バース（Bärbel Bas）連邦議会議長は、この問題に関する連邦議会議事規則の解釈の確定を議事規則委員会に求めた。

これに対し、議事規則委員会は、連邦議会議事規則の規定は第2回の選挙における新たな候補者の提案について同一会派の競合する候補者の提案を認めるものではないという解釈を示す報告書を提出し、2022年11月10日、連邦議会は、本会議において、この解釈を確定する議決を行った。

海外立法情報課・山岡 規雄

- ・ <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2022/kw38-de-go-debatte-910858>
- ・ <https://dsrserver.bundestag.de/btd/20/042/2004296.pdf>

## 【ドイツ】法令の電子的な公布

2022年12月1日、法令の公布及び公的機関によるその他の事項の公示を原則として電子的に行うことを規定する法律（「公布制度及び公示制度の現代化のための法律」）が連邦議会で可決された。法律及び法規命令を公布する連邦法律公報（Bundesgesetzblatt）並びにその他の公示を行う連邦官報（Bundesanzeiger）は、インターネットのサイト上で発行されることが規定され、紙媒体での公布・公示は、例外的な場合に限定されることとなった。

同時に、法令の公布・認証について規定する基本法（憲法）第82条の規定の改正も行われ（2022年12月1日に連邦議会で可決、同月16日に連邦参議院で可決）、連邦法律公報を電子的な形式で発行することができるという規定並びに法令の公布及び署名・認証の形式の詳細については法律で定めるという規定が設けられた。

「公布制度及び公示制度の現代化のための法律」は2023年1月1日に施行され、基本法の改正は2022年12月24日に施行された。

海外立法情報課・山岡 規雄

- ・ [https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#\\_\\_bgbl\\_\\_%2F%2F%5B%40attr\\_id%3D%27bgbl122s2752.pdf%27%5D\\_\\_1673483353481](https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#__bgbl__%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl122s2752.pdf%27%5D__1673483353481)
- ・ [https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#\\_\\_bgbl\\_\\_%2F%2F%5B%40attr\\_id%3D%27bgbl122s2478.pdf%27%5D\\_\\_1673483410076](https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#__bgbl__%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl122s2478.pdf%27%5D__1673483410076)

## 【ドイツ】滞在法の改正

ドイツには、人道上の理由等で国外退去強制を執行することができず、猶予（Duldung）という状態で、正規の滞在資格なしで居住する外国人が相当数存在する。特に、2015年から2016年の難民危機の際にドイツに移住した外国人の多数がこれに該当する。これらの人々は、労働意欲があったとしても、法的に不安定な状態にあるため、その雇用が敬遠されがちであった。

これらの人々に特別の滞在許可を付与する滞在法の改正案が2022年12月2日、連邦議会で可決され、同月30日に公布された。新たに追加された滞在法第104c条によると、2022年10月31日時点でドイツに5年間継続的に滞在している猶予状態の外国人のうち、①自由で民主的なドイツの基本秩序を信奉し、②有罪判決を受けていない（同法等に定める犯罪のうち軽微なものを除く。）という条件を満たす者に、18か月の期限で滞在許可が付与される。同法第25条第5項は、ドイツにおいて生計を確保しており、十分なドイツ語の知識を有するなどドイツ社会に統合されている外国人に対し、滞在許可を付与する制度を設けている。今回の改正法は、同項に規定する滞在許可の資格を得る機会を保障するための滞在権の付与という意味で、「チャンス滞在権（Chance-Aufenthaltsrecht）」導入のための法律と名付けられた。

海外立法情報課・山岡 規雄

- [https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#\\_\\_bgbl\\_\\_%2F%2F\\*%5B%40attr\\_id%3D%27bgbl122s2847.pdf%27%5D\\_\\_1673511191211](https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#__bgbl__%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl122s2847.pdf%27%5D__1673511191211)
- <https://dserver.bundestag.de/btd/20/037/2003717.pdf>

## 【オランダ】憲法改正

2022年7月に、オランダにおいて、①憲法に関する総則的な規定の追加、②通信の秘密、③公正な裁判を受ける権利、④上院の在外選挙、⑤憲法改正手続、⑥補則（経過規定）に関する憲法改正が行われた。

①憲法の総則的な規定として、「憲法は、基本権及び民主的な法治国家を保障する。」という規定を追加する改正が行われた（条名なし）。

②「電信及び電話」の秘密の保障に関する規定が、「テレコミュニケーション」の秘密の保障に改められた（第13条）。これにより、電子メールを含む全てのデジタル通信の秘密が保障されることとなった。また、従来、電信及び電話の秘密は、法律で定める場合に制限され得ると規定されていたが、今回の改正により、制限の根拠として「国の安全のため」という目的が明記された。

③裁判を受ける権利を保障する第17条に、新たな項が追加され、合理的な期間内に、公正な裁判を受ける権利が明記された。

④オランダの上院議員は、州議会議員等による間接選挙で選出されているが、今回の改正により、州議会議員等に加え、在外オランダ人が選挙した選挙人団にも上院議員を選出する権限が付与された（第55条）。

⑤オランダ憲法の改正には、上下両院による特別多数決（3分の2）による2度の議決が必要とされ、その間に総選挙を挟まなければならない（第137条）。今回の改正でも、この手続の基本的な仕組みは変更されなかったが、改正前は、第1回の議決により可決された改正案の公布後、下院が解散されることとされ、下院選挙後に、両議院が改正案を審議することとなっていた。今回の改正では、憲法改正案公布後の下院の解散の規定が削除され、下院選挙後の手続について、下院が改正案の審議を行うこと、下院が結論を下さなかった場合には改正案が廃案となることが明記された。

⑥今回の改正による上院の新たな選挙制度の開始について猶予期間を設ける経過規定が追加されたほか、かつての憲法改正（妊娠等の際の代理議員の規定及び選挙権の欠格に関する規定の改正）の際に設けられた猶予期間に関する経過規定が削除された。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/grondwet-en-statuut/herziening-grondwet>

### 【ロシア】ウクライナ侵攻に参加した義勇兵を退役軍人に指定

2022年11月21日、連邦法律第450号「連邦法律「退役軍人に関する法律」（以下「退役軍人法」）の改正に関する法律」が公布された。ウクライナ侵攻に参加したロシアの義勇兵は、退役軍人の地位を得ることができず、戦闘に参加しても何ら特恵はなかったが、本法律により、義勇兵にも退役軍人法が適用されるようになった。2022年2月24日以降のウクライナ、ドネツク人民共和国及びルガンスク人民共和国（以上ウクライナ領ドネツク州・ルハンスク州）並びに2022年9月30日以降のザポロージェ州及びヘルソン州（以上ウクライナ領ザポロージェ州・ヘルソン州）での特別軍事作戦において、「ロシア連邦軍に課せられた任務遂行を支援する義勇部隊」に参加した者は、退役軍人の地位を得る（「退役軍人法」第3条第1項第2-2号）。同作戦に参加し、身体障害を負った者は、戦争身体障害者の地位を得る（「退役軍人法」第4条第8項）。この改正法は公布された日に施行されたが、「退役軍人法」第3条第1項第2-2号及び第4条第8項は2022年2月24日以降に発生した法的関係から適用される。なお、退役軍人としての特恵には、年金のほか、住宅用地の提供、住宅費の補助、医療や補装具の提供などがある（「退役軍人法」第13条）。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202211210035>
- ・ [http://www.consultant.ru/document/cons\\_doc\\_LAW\\_5490/](http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5490/)

### 【ロシア】チェルノブイリ法改正

2022年12月5日、連邦法律第506号「連邦法律「チェルノブイリ原発事故の結果放射線被害を受けた市民の社会的保護に関する法律」の改正に関する法律」が公布され、同月16日から施行された。「チェルノブイリ原発事故の結果放射線被害を受けた市民の社会的保護に関する法律」（以下「チェルノブイリ法」）は、1986年のチョルノービリ（ロシア語でチェルノブイリ）原発事故で被災した市民に対して社会的支援を提供することを規定している（本誌 No.277-1, 2018.10, pp.20-21 参照）。従来は、原発事故で放射線被ばくした両親から生まれた者の直系の子孫については、孫以降の子孫についても社会的支援を受けることができた。

今回の改正により、原発事故で放射線被ばくした両親から生まれた者の曾孫以降の直系の子孫が社会的支援を受けるには、その親が原発事故を原因とする、又は放射線被ばくによる遺伝的理由で病気を患っている場合との条件が追加され（第1条）、遺伝的要因による疾患であるとの証明が必要となった。なお2021年12月27日までに社会的支援等を受けていた孫以降の子孫については、他の法令により停止されるまでは、社会的支援を受け続けることができる（第2条）。原発事故被災者の団体「ロシア・チェルノブイリ同盟」のヴァчесラフ・グラシン（Вячеслав Гришин）会長は、遺伝子検査は高額であり、検査を受ける際の補助がないことを問題点として指摘している。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202212050047>
- ・ <https://rg.ru/2022/12/07/vyplaty-za-chernobyl.html>

**【韓国】 出入国管理法の改正—人身売買等被害者の裁判等に伴う在留許可延長—**

2022年12月13日、出入国管理法一部改正法（法律第19070号）が公布された。2023年1月1日に施行された一部規定を除いて、2023年6月14日に施行される。

この改正では、人身売買等被害者である外国人に関連して、次の事項が定められた。①人身売買等被害者であって、裁判、捜査機関の捜査又はその他の法律による権利救済手続が進行中である外国人が在留期間延長許可を申請する場合、法務部（部は日本の省に相当）長官は、当該裁判等の終了まで在留期間延長を許可することができる（第25条の2第1項）。②法務部長官は、延長した在留期間満了後にも、被害回復等のため必要と認める場合には、在留期間の延長を許可することができる（第25条の2第2項）。③地方出入国・外国人官署の長は、人身売買等被害者であって、裁判、捜査等が進行中である外国人について、強制退去命令書の執行猶予又は収容の一時解除を行うことができる（第46条の2）。 **海外立法情報課・中村 穂佳**

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245973#0000>

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245975#0000>

**【韓国】 破産問題等を扱う「回生法院」の追加設置**

韓国では、2017年から、ソウル特別市に、破産関連等の問題を扱う回生法院（法院は日本の裁判所に相当）が設置されている（本誌 No.271-1, 2017.4, p.31 参照）。ソウル回生法院は、ソウル特別市を管轄区域とし、その他の地域では、各地方法院が破産関連の裁判を行っている。しかし、地方法院は、ソウル回生法院に比べて、自己破産宣告決定までの期間が長くなること指摘されていた。また、経済状況の悪化により個人債務者等が増加しているとして、迅速かつ専門的なサービスの提供等のために、地方にも追加で回生法院を設置するための法案が、これまでに複数提出されてきた。

2022年12月27日、「各級法院の設置及び管轄区域に関する法律」改正法（法律第19149号）が公布され、ソウル特別市以外に、京畿（キョンギ）道の道庁所在地である水原（スウォン）市及びソウル特別市に次ぐ人口の都市である釜山（プサン）広域市にも回生法院が設置されることになった。今回の改正により新たに設置される水原回生法院は、水原市等、京畿道28市3郡のうちの18市1郡を管轄地域とし、釜山回生法院は、釜山広域市を管轄地域とする。この改正法は、2023年3月1日に施行される。 **海外立法情報課・中村 穂佳**

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=246873#0000>

**【中国】中国共産党規約の改正**

中国共産党規約は、同党の最も重要な内部法規である。現行の党規約は1982年に新たに採択され、その後も同党の全国代表大会（党大会）のたびに改正がなされてきた。2022年1月、第20回党大会の議題に対する党内各部門・地方組織への意見募集時に、党規約改正の提案が出され、同年5月、規約改正を進める検討グループが発足し、草案作成が進められた。同年10月の第20回党大会に党規約の改正案が提出され、審議を経て同年10月22日に採択された。

改正党規約は、前回（2017年）改正規約と同じく、綱領及び全11章55か条から成る。2017年以降の第2期習近平政権の政治スローガン・重要概念のほか、2021年7月の結党100周年大会、同年11月の「歴史決議」の演説内容と共通する文言等が追加された。今回の50か所の改正部分のうち、綱領部分が37か所を占める。

綱領部分では、中国共産党の歴史的役割を述べた段落（第10段落）が追加され、中国の発展段階に関する段落（第11段落）では、「中国式の現代化」により中華民族の偉大な復興を全面的に推進すること、2035年までに社会主義による現代化をほぼ実現し、21世紀半ばまでに中国を現代化された社会主義強国にすること等が追加された。軍事（第21段落）では、人民軍を世界一流の軍隊にすること、党外との連携（第23段落）では、「台湾独立」に断固反対し、阻止すること等が追加された。また、党の発展に関する基本方針として、才と徳を兼備した人材を重視する等の人材登用に関する段落（第28段落）が追加された。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://www.12371.cn/2022/10/27/ARTI1666845926836204.shtml>

**【中国】条約締結に関する管理規則の制定**

条約、協定等の文書について締結手順等を定める「条約締結手続法」（全21か条。1990年12月28日公布・施行。中華人民共和国主席令第37号）の規定を補足し、これまでの慣例を明文化した「条約締結管理弁法」が、国務院の行政法規として2022年10月16日に制定、同年11月7日に公布、2023年1月1日に施行された（国務院令第756号）。

同法は全36か条から成る。国務院又はその関係部門が締結する条約、協定及びそれらに準じる文書を条約と総称し、その関係事務処理に本規則を適用する（第2条）。条約は、国務院が締結し、全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会がその批准等を決定し、国家主席が批准等を行い、国、政府、政府各部門の名義で締結する（条約締結手続法第3条、第4条）が、それぞれの名義で締結すべき条約の種類を明記した（第5条～第7条）。国や政府の名義での条約交渉や、政府部門の名義での交渉のうち重要な国益に関わる場合は、外交部等が交渉開始の20日前までに国務院の決定を求めるものとする（第9条、第10条）。交渉の過程で、国務院が決定した草案に重大な変更がある場合は、改めて国務院の決定を求めるものとする（第11条）。条約署名までに、国務院各部門の法規担当は、法的な角度から条約の内容を審査するものとする（第13条）。外交部は、条約署名後180日以内に国務院の承認を受け、平和条約や領土画定等に関する条約の場合は、さらに全人代常務委員会に批准の決定を求めるものとする（第16条、第17条）。多国間条約の締結では、国務院関係部門は、国務院・全人代常務委員会に承認・批准決定を求める前に、条約適用の可否等の事項について、香港・マカオ特別行政区政府の意見を求めるものとする（第25条、第26条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ [http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-11/07/content\\_5725135.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-11/07/content_5725135.htm)

**【ニュージーランド】選挙権年齢に関する最高裁判所判決**

ニュージーランド（以下「NZ」）の選挙権年齢は18歳以上である（1993年選挙法第3条、第74条、2001年地方選挙法第20条、第23条、第24条）。2022年11月21日、選挙権年齢の16歳への引下げを求める団体（Make it 16 Inc.）が国を相手に提起した訴訟の最高裁判所判決（Make it 16 Inc. v Attorney-General [2022]NZSC134）が出された。判決では、選挙権年齢を18歳以上とする現行法の規定は、1990年NZ権利章典法第19条（16歳以上の者の年齢に基づく差別からの自由。1993年人権法第21条）と合致せず、この不一致は権利章典法第5条（権利及び自由は、自由かつ民主的社会で正当化され得る合理的制限にのみ服する。）に照らしても正当化されないという「不一致宣言（Declaration of inconsistency）」を行い、Make it 16 Inc.の主張を認めた。

「不一致宣言」とは、ある法律がNZ権利章典法で保障される基本的人権と合致しないという、裁判所による正式な宣言である。2022年8月30日の権利章典法改正（第7A条、第7B条の追加）により導入された。同宣言は、法律の有効性や法律に基づき行われた行為に影響を与えないが、法務総裁は判決確定から6議会日以内にNZ議会（一院制）に宣言内容を通知し、主務大臣は通知から6か月以内に政府の回答を議会に報告する義務が生ずる。

今回の判決を受けて、同日、アーダーン（Jacinda Ardern）首相は、選挙権年齢を16歳とする法律案を提出する旨を表明した。選挙権年齢の変更には、NZ議会の総議員（定数120人）の75%以上又は国民投票の有効投票の過半数の賛成を得る必要がある（選挙法第268条）。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.courtsofnz.govt.nz/assets/cases/2022/2022-NZSC-134.pdf>

**【シンガポール】公選弁護人法の制定**

2022年8月19日、公選弁護人法（Public Defenders Act 2022: No.23 of 2022）が制定された（同月30日公布、第28条以外の条項及び附則は同年12月1日施行、第28条は2023年1月16日施行）。この法律は、特定の刑事事件において資力の乏しい被告人に法律上の代理人を提供することに関し、法務大臣が主任公選弁護人（Chief Public Defender）及び公選弁護人（Public Defender）を任命すること等を規定するものである。第1章：序文（第1条、第2条）、第2章：主任公選弁護人、事務弁護士（Solicitor）等の任命（第3条～第7条）、第3章：刑事被告人に対する支援（第8条～第21条）、第4章：雑則（第22条～第28条）の全4章28か条及び附則1編で構成される。

刑事弁護支援（Criminal Defend Aid）は、シンガポール市民又は永住権取得者に対して行われる（第8条）が、①死刑に処せられる犯罪、②法定機関及び政府機関の職員から裁判所への出廷命令又は召喚状を送達される犯罪、③事前医療指示法（Advance Medical Directive Act 1996）、児童育成共同貯蓄法（Child Development Co-Saving Act 2001）、関税法（Customs Act 1960）、雇用法（Employment Act 1968）等、36の法律に規定される犯罪等は除外される（同条及び附則）。未成年者に対する刑事弁護支援の申請については、当該未成年者の保護者が代理で行わなければならない（第10条）。刑事弁護支援を受ける者は、主任公選弁護人に許可を得ることなく、この法律によりその者の代理人を務めることになった事務弁護士を解任してはならない（第18条）。刑事弁護支援を申請し、又は受ける者が、(a)その申請において、故意に虚偽又は誤解を招くような陳述等を行った場合、(b)個人収入に関する完全かつ率直な開示を行わなかった場合、又は、(c)個人収入又はその他の状況が変化し、刑事弁護支援に不適格となる可能性があることを、主任公選弁護人に通知しなかった場合、その者は、5,000シンガポールドル（1シンガポールドルは約102.5円）の罰金若しくは6か月以下の拘禁刑又はこれらの併科に処される（第23条）。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/23-2022/Published/20220830?DocDate=20220830>